

横断的・効率的な組織運営をめざして

「豊島区組織条例」改正案、区議会に今週提出

区は、平成12年4月の実施に向け、区の組織再編にかかわる「東京都豊島区組織条例」の改正案を今週12日（金）開会予定の平成11年第4回豊島区議会定例会に提出する。

経済構造の変化、少子高齢化の伸展に加え、都区制度改革、介護保険の開始等、区政を取り巻く社会経済環境は急激に変化している。また、中央集権的行政システムから地域の問題は地域で解決するという地方分権の推進が時代の潮流となった現在、名実ともに自立した基礎的自治体として、自主的な施策の展開、個性的で活力ある地域づくりを区民の参加と協力のもとに推進していく必要が高まっている。こうした状況に対応するため、区は平成10年5月に助役を委員長とする「豊島区組織等検討委員会」を設置し、組織再編のための検討を進めてきた。この間、現12出張所を2区民事務所に統合する出張所制度改革案を報告する一方、本庁組織の再編成についても検討を重ね、本年6月、課組織までの再編素案を作成、報告した。これを受け各部局での検討を加え、11月に「豊島区組織再編成（案）」をまとめた。

今回区議会に提出する「東京都豊島区組織条例の一部を改正する条例」議案は、この再編成案のうち部組織の再編にかかわる部分。区議会の議決を得た後は、来年4月の実施に向け、係体制等細部についても検討し、本年12月を目途に組織改正の実施案を策定する予定である。

再編成案では、区になうべき事務事業（行政委員会に属するものは除く）を、共通性及び関連性に着目して整理し、現行11部門を以下の8部門に分類・集約、これを部門構成の単位とした。これにより、横断的課題への対応、部門間調整の簡素化、総合的な課題対応能力の強化をめざし、同時に組織・機構の簡素・効率化、スリム化を図る。また、基礎的自治体としての政策形成能力の向上、区民の参加と協働による地域優先の区政運営の強化を目指すものである。

◇部門構成（行政委員会を除く） * 現行からの対照図・別紙参照

(1) 区政の基本的な政策の立案等を担当する部門(政策経営部)

主な所掌事務：基本政策立案、施策の総合調整・評価、予算、組織管理、広報・広聴、行政情報の公開・個人情報保護、電子計算組織の管理運営に関すること

(2) 内部管理等を担当する部門(総務部)

主な所掌事務：議会・条例の立案、平和・人権・男女共同参画推進、職員人事、財産・契約、営繕、区税に関すること

(3) 暮らしの安心・安全と地域の活性化を担当する部門（区民部）

主な所掌事務：地域振興、災害対策、商工業振興・消費生活、戸籍・住民記録、国民健康保険、国民年金に関すること

(4) 資源循環型社会の構築と環境問題を担当する部門(清掃環境部)

主な所掌事務：清掃、資源リサイクル、環境保全・改善に関すること

(5) 健康でいきいきと暮らしていくための施策を担当する部門（保健福祉部）

主な所掌事務：高齢者・障害者等の保健福祉、生活保護、介護保険、保健衛生、保健所に関すること

(6) 子育て・家庭支援、青少年健全育成を担当する部門(子ども家庭部)

主な所掌事務：児童福祉、青少年に関すること

(7) ゆとりある都市空間づくりの計画・推進を担当する部門（都市整備部）

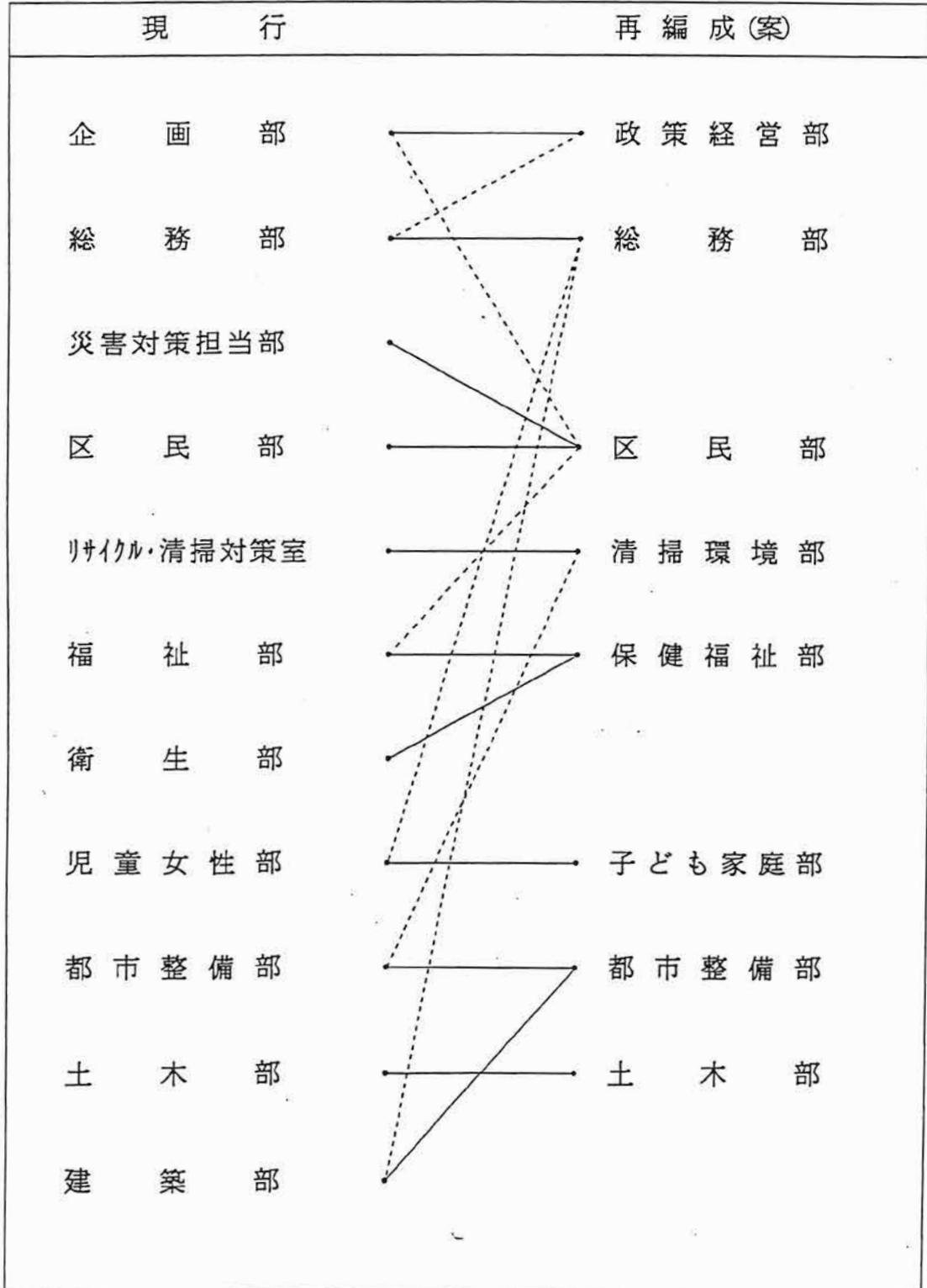
主な所掌事務：都市整備、街づくり事業、建築に関すること

(8) 暮らしやすい街づくりの基盤整備・管理を担当する部門(土木部)

主な所掌事務：道路・河川・土木、公園・緑化対策に関すること

詳細：組織定数管理担当課

部組織の再編成（案）



合 計 11 部

8 部